

## 旧太田東小学校跡地活用計画（案）に対する意見と対応

No.	提出者	意見の箇所			意見の内容	対応
1	A	P.2	2.活用計画策定までの経緯	(1) 閉校までの経緯	「閉校までの経緯」内の表現<活用策に直接的には無関係ですが>閉校は太田東小だけでなく太田西小も閉校し、太田西小の校地・校舎をもって、新たに太田小を設立したというような表現が適切と思われます。	ご指摘いただいた内容を踏まえ、記述内容を改めました。
2	A	P.26~27	11.まとめ	(1) 方向性の取りまとめ	<p>まとめ全体について特に異論はありません。実行される具体的利活用の内容は、今後の事業者等の提案～審査を経てのことになるため、どのようなものになるか想像できません。利活用の方向性及びコンセプトについては、これまでの提案を含め実行案を創出するベースとなると思いますので、次の2点の内容をコンセプトに反映しておくのが良いと思います。提案します。</p> <p>①民間事業者が行う事業の一端において、希望した場合には、地域住民の参画を可能とすることを勘案する。</p> <p>②若者等が起業をトライアルする場や市民作品（手工芸品、他）の展示・披露ができるフリースペースを、有償とするか無償とするかはともかく、設けることを勘案する。</p>	今後、民間事業者を公募する際に作成する募集要領や審査基準等において、地域住民の意向等を踏まえたものとなるように仕様の検討を行ってまいります。
3	B	P.20	8.民間事業者の意向	(2) 令和5年民間事業者サウンディング型市場調査	<p>11月の第2回「旧太田東小学校跡地利活用に関する懇談会」から短期間のうちに「旧太田東小学校跡地活用計画（案）」を作成した努力に敬意を表します。</p> <p>今後については、「民間業者一覧表」中からですと、私達の意見結果との関わりから見て、「I社及びJ社」を挙げたいと思います。</p> <p>いずれにせよ、私たちの子供や孫が長い間お世話になった旧太田東小学校の跡地が、何らかの形で地域活性化のために有効活用されることを期待しております。</p>	必ずしもサウンディング型市場調査で提案があった事業者の中から選ばれるものではありませんが、民間事業者のノウハウを活かし、地域の活性化につながる施設活用となるよう検討してまいります。
4	C	-	-	-	避難所機能を維持して頂きたい。	活用コンセプトにおいて、地域の防災拠点としての避難所機能を維持する形での活用としています。
5	C	-	-	-	太陽光パネルを設置して平時は売電し、非常時には電力供給源として活用する。	行政負担軽減や災害時における電力活用に備えることは重要であると認識しています。一方で太陽光パネルを設置した場合、民間事業者の利活用において障壁となることも考えられることから、今後の公募に向けた条件を検討する中で整理してまいります。

## 旧太田東小学校跡地活用計画（案）に対する意見と対応

No.	提出者	意見の箇所			意見の内容	対応
6	C	-	-	-	資格取得支援施設と学びの場として活用 (例：ドローン講習、パソコン講習)	ご意見いただいた施設内容は、民間事業者からのサウンディング型市場調査において、事業参画の可能性のあるものであり、今後の公募において事業提案いただけるよう条件整理してまいります。
7	D	P.26	7.地域住民の意向	(1) 地域住民アンケート調査	項目7、地域住民の意向調査取りまとめと、項目8、民間事業者の意向結果と整合は取れているのでしょうか。民間事業者が表に12社載っています。それらの施設内容に住民の意向が入っているのは、H社、I社及びJ社ぐらいしか見受けられません。これで住民の要望に沿った形の事業をやっていけるのか疑問ですので、更に深堀をお願いします。	地域住民へのアンケートや意見懇談会と、民間事業者へのサウンディング型市場調査は同時期に別々で行っており、各々の意向を踏まえ「11.まとめ」で方向性を取りまとめております。 今後、公募に際しては、計画での方向性を踏まえ、募集要項等を作成してまいります。
		P.26	8.民間事業者の意向	(2) 令和5年民間事業者サウンディング型市場調査		
8	D	P.26	8.民間事業者の意向	(2) 令和5年民間事業者サウンディング型市場調査	項目8、民間事業者の表で事業期間について、事業手法の買取Gを除く11社は5年から20年を計画しています。各社が設定した期間で円滑に事業継続が出来るかどうか、どのように確認したのでしょうか。	事業継続性の判断は、実際に事業者を公募する際に行います。活用コンセプトにあるとおり、事業運営において、収益性、継続性のある事業が実施できること等を踏まえたものであることを民間事業者に求めていく方針です。
9	D	-	-	-	身元の不確かな事業者が参入しないようにしてください。	利活用事業者を公募する際には、参加資格を設定するなどして、適切な事業者を選定してまいります。
10	E	-	-	-	活用開始が令和7年度からということですが、丸2年間空白となるのは寂しく、スピード感が無いと感じます。この間、校庭を活用したイベント、スポーツ、少年野球、サッカー、グラウンドゴルフなど。何等かの動きが欲しいと思います。 今年、能登半島地震もありましたが、防災意識を絶やさないために防災拠点として大規模な訓練会場とし、展示や防災グッズの販売なども（校庭と体育館使用）も考えられます。 人口減少、高齢化で寂しく思っております。歌や演奏、ダンスなどのイベント開催や、軽トラ、移動販売車などで、古代蓮の里とリンクした賑わいの創出を視野に入れ、実施してください。	事業開始までの間、体育館や校庭については、スポーツ団体等により暫定的に活用してまいります。イベント等の実施については、スポーツ団体等の利用に影響のない範囲での対応を検討してまいります。
11	F	-	-	-	「旧太田東小学校跡地活用計画（案）」を令和6年1月に拝見しました。色々ご配慮、ご検討いただきましてありがとうございます。「11.まとめ（P26.P27）」までのご苦勞、重ねてお礼申し上げます。魅力ある場所となり、次回以降も繰り返し訪れたい思える場となることを望んでおります。出来ることは協力させていただきます。	地域の活性化に資する跡地活用となるよう取り組んでまいります。